

生活保護のしおり

—— 生活保護を受けておられる方に ——

このパンフレットは、生活保護についての約束ごとやきまりなど、あなたに知っていただきたいことをわかりやすく書いたものですから、必ずお読みください。また、いつでもこのパンフレットを見ることができるよう、大切に保管しておいてください。

保健福祉センターは、あなたの世帯の生活の手助けを行います。保健福祉センターの担当員が家庭訪問をしたときはもちろん、何かあればいつでも保健福祉センターにお越しいただいたり、電話で連絡されるなど、遠慮することなくご相談ください。

保健福祉センターの
あなたの担当員は

TEL

です。

あなたの地域の民生委員は

TEL

です。

京都市保健福祉局

生活保護の目的は

生活保護は、国が憲法に基づいて、あらゆる努力をしてもなお生活に困っている人々に対して、国民の権利として、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、生活の向上を図っていけるよう援助することを目的としています。

また、保護を受けておられる間、正当な理由なしに保護の内容が不利益に変更されたり、受けた保護費に税金がかかったり、また差押えされたりすることはありません。

担当員の役割

生活保護が開始されますと、あなたの世帯の自立に必要な援助を行うため、担当員が定期的に、また、必要に応じてご家庭を訪問します。

日常生活の様子や健康状態などについてお聞きしたり、必要に応じて助言や指導を行います。これはあなたの世帯の生活の向上を図ったり、正しく保護を行うためのものです。

思わぬことが起こったり、困ったことに会ったときは、一人で悩んだりせず、必ず担当員に相談してください。生活保護で解決できない場合でも、他の法律や制度などを使えないかなど、あなたの身になって解決できる方法をとともに考えます。



保護の種類は

生活保護には、次のような種類（扶助といいます。）があります。

- 1 生活扶助……衣食など日常生活の費用
- 2 住宅扶助……家賃など住まいの費用
- 3 教育扶助……義務教育の費用

◆ 毎月、月初めに1箇月分の保護費が支給されます。

- 4 介護扶助……介護保険の対象となる介護にかかる費用(現金ではありません。)
- 5 医療扶助……医療機関への受診にかかる費用(現金ではありません。)

- ◆ 保健福祉センターから交付する「介護券」でサービスを利用してください。
- ◆ 保健福祉センターで交付する「医療券」で受診してください。

必要に応じて次の扶助があります。

- 6 出産扶助……出産のための費用
- 7 生業扶助……就職支度のためなどの費用(高校就学のための費用を含みます。)
- 8 葬祭扶助……葬式のための費用

その他に、臨時的な需要に応じるため、以下のような一時的な扶助があります。

ただし、条件や上限額がありますので、必ず支給できるものではありません。支給を希望されるときには、事前に担当員に相談・申請を行ってください。

保護開始時等に必要な家具、什器、冷暖房器具の購入費

被服(新生児衣服、紙おむつ等)、小・中学校入学準備費用、転居する際の敷金や引越し費用等、借家の契約更新料等、家屋の修理費、治療材料(眼鏡、歩行補助つえ等)、通院のための交通費

これら以外にも一時的な扶助として支給できるものがありますので、まずは担当員に御相談ください。

守ってください

生活保護を受けている間は、次のことを守ってください。

- ◆ 働ける方は、働いてください。働いて得た収入は、その全額を認定するのではなく、収入額に応じ収入の一部を引いた残りの額を認定しますので、働く努力はあなたの生活の向上につながり、決して無駄にはなりません。
- ◆ 年金、手当などをもらえる方は、もらってください。
- ◆ あなたがお持ちの資産(土地・家屋・自動車・生命保険など)のうち、保護を受けている間は持つことが認められないもの(詳しくは担当員にお尋ねください。)は、処分してください。
- ◆ 親、子、兄弟、子どもの父親などから、援助を受けられる方は、受けてください。
- ◆ 常に、能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入や支出など

せいけい じょうきょう てきせつ は あく ししゅつ せつやく はか せいかつ い じ こうじょう つと
生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り生活の維持・向上に努め
てください。

ほうりょくだん しょぞく ば あい せいかつ ほ ご う
なお、暴力団に所属している場合は生活保護を受けることができません。

ほ けん ふく し おこな し どう し じ 保健福祉センターが行う指導や指示とは

ほ けんふく し せ たい じょうきょう せいかく し せいかつ ほ ご もくてき
保健福祉センターでは、あなたの世帯の状況を正確に知り、生活保護の目的である
さいていせいかつ ほ しょう せいかつ こうじょう はか ただ ほ ご おこな とく ひつよう し
最低生活の保障と生活の向上を図り、正しく保護を行うために、特に必要なとき、指
導や指示を行うことがあります。このときは、かならずこの指導や指示を守ってください。

もし、まも 守っていただけない場合、ば あい せいかつ ほ ご つづ 生活保護を続けることができなくなることもあ
りますので、じゅうぶんちゅうい じゅうぶんちゅうい じゅうぶんちゅうい
十分注意してください。

し どう し じ つぎ ば あい おこな
指導や指示は次のような場合に行うことができます。

- ◆ はたら はたら どりょく おこた
働けるのに働く努力を怠っているとき
- ◆ はたら おお しゅうにゅう え どりょく おこた
働いてはいるが、より多くの収入を得る努力を怠っているとき
- ◆ ほんらいせいかつ ほ ご さき だ せいかつ い じ あ つぎ かつよう
本来生活保護に先立って生活維持に充てるべき次のものを活用していないとき
 - も 持つことが認められない資産
 - ふようぎむしゃ か のう えんじょ
扶養義務者からの可能な援助
 - かつよう 活用できる他の制度や施策
- ◆ しゅうにゅう た ひつよう とどけで
収入、その他必要な届出がされないとき
- ◆ びょうき ちりょう つと
病気の治療に努められていないとき

とど 届 けて くだ さい

まいつき せ たい ほ ご ひ がく けつてい ひつよう てい き てき しゅうにゅう とど
毎月のあなたの世帯の保護費の額を決定するために必要ですので、定期的に収入の届
け(「収入申告書」といいます。)をほ けんふく し ていしゅつ
保健福祉センターに提出していただくとともに、しゅうにゅう
収入へんどう
に変動があったときも、すみやかにしゅうにゅうしんこくしょ ほ けんふく し ていしゅつ
収入申告書を保健福祉センターに提出してください。

また、せいかつ ほ ご う かた も しさん よ ちよきん せいめい ほ けん ふ どうさんとう
生活保護を受けておられる方は、お持ちの資産(預貯金、生命保険、不動産等)
さいていげん ど せいかつ い じ かつよう ひつよう しさん じょうきょう
を最低限度の生活の維持のために活用していただく必要がありますので、資産の状況
について、てい き てき かげつ ど いじょう しんこく
定期的(12箇月に1度以上)に申告してください。

ほか つぎ かならず ほ けんふく し れんらく
この他、次のようなときにも必ず保健福祉センターまで連絡してください。

◆ あなたや家族の方の生活状況が変わるとき

- 介護施設に通うときや入所するとき
- 医療機関に通院するときや、入院・退院するとき
- 障害者手帳（身体、精神、療育）、国民・厚生年金証書、特別児童扶養手当証書
又は福祉手当認定通知書等について、資格の取得や失効、等級や程度の変更、
有効期間の更新があったとき
- 住所、家賃などが変わるとき
- 家族の人数が変わるとき（転入、転出など）
- 義務教育終了後、就職や進学をされるとき
- 自分の力で生活できる見通しがついたとき

◆ あなたや家族の方の収入が増えたり、減ったりするとき

- 給料の額が変わるときや、ボーナスが支給されるとき
- 年金や手当を新たにもらう手続きをしたり、もらっている額が変わるとき
- 仕送りを受けるようになるときや仕送額が変わるとき
- その他臨時収入があるとき（交通事故に伴う保険金、見舞金、慰謝料など）

◆ あなたや家族の方の仕事の状況に変化があるとき

- これまで働いていなかった方が、働くようになるとき
- これまで働いていた方が、仕事をやめるとき
- 仕事を変わるとき

※【注意してください】

- ◆ 収入申告書は、金額の変動があった場合はすみやかに、収入がなかった場合であっても、定期的に提出してください。
- ◆ また、収入のある場合は、必ず給与明細書など収入額が証明できる資料を添付してください。
- ◆ あなたが必要な届出をしなかったり、事実と違った申請や届出をして、不正に生活保護を受けた場合は、支給した保護費を返してもらうことになり、また、法律で罰せられることがありますから、ありのまま届けてください。

介護を受けたいときは

- ◆ 介護保険の給付対象や、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる介護を受ける必要が生じた場合には、保健福祉センターに申し出てください。介護が必要と認められた場合には、必要な費用を保健福祉センターが介護機関に直接支払います。
- ◆ 介護保険の保険証をお持ちの方が介護を受ける場合には、介護機関に対し保険証を見せることが必要です。
- ◆ 介護を受けられるのは、生活保護の指定介護機関に限られます。(詳しくは、担当員にお尋ねください。)
- ◆ 次のような場合はあらかじめ担当員にご相談ください。
 - 福祉用具(介護に必要な用具。腰掛便座など。)を購入したいとき。
 - 住宅改修(介護の必要な方が在宅生活を行うために必要な改修。手すりの設置、段差の解消など。)の必要が生じたとき。

医療機関に受診する

- ◆ 病気やけがで医療機関に受診するときは、「医療券」が必要になります。
- ◆ 病院・医院・診療所は、生活保護の指定医療機関(詳しくは、担当員にお尋ねください。)から選び、その病院などの窓口で「医療券」を出してください。
- ◆ 休日や夜間など保健福祉センターの閉庁時に医療機関に受診するときは、事前に保健福祉センターからお渡しします「休日夜間等緊急診療依頼書」で受診してください。



この場合は、受診後に病院などから証明を受け取り、後日できるだけ早くに保健福祉センターへ提出して「医療券」の交付を受け、あらためて病院などへ提出してください。

◆ 次のような場合は、あらかじめ担当員にご相談ください。

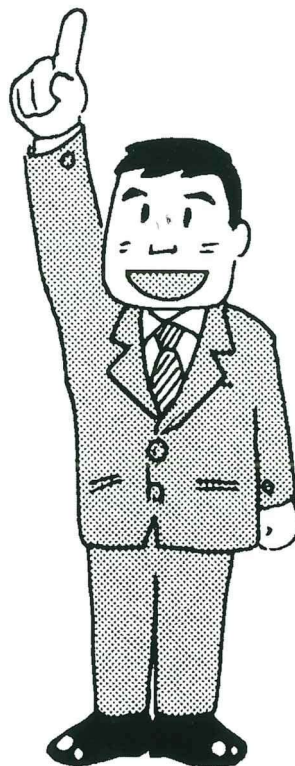
- 柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうなどの施術を受けるとき
- 健康診断や病院の証明書が必要なとき

保護の決定に疑問があるとき

生活保護を受けている間、正当な理由なしに既に決められた保護の内容が変わることはありますが、国が定めている保護の基準が変わったり、あなたの世帯の収入や家族の状況に変化があった場合には、保護の種類や保護費の額が変わったり、保護が停止又は廃止になることがあります。

このようなときは、担当員が説明しますが、もし、これらの決定に疑問がある場合は遠慮せずに担当員にお尋ねください。

それでもなお納得できないときは、その決定を知った日の翌日から3箇月以内に京都府知事宛に審査を求めることができます（これを「不服申立」といいます。）。これを行いますと、京都府が責任をもってあなたや保健福祉センターの意見を聴くなど調査し、その決定が正しかったのか、誤りであったのか判断を示すことになっています。



次の手続きをしてください

- ◆ 生活保護を受けている間、決められた手続きを行うことによって、次のような援助などが受けられますので、その手続きなどについて、保健福祉センターの担当員にご相談ください。

種 類	内 容
住民票、戸籍等各種公的証明書発行手数料	免除(ただし、印鑑登録証明書、電子証明書等を除く。) ※証明書を申請の際に生活保護受給証明書を提出してください。
府 民 税、市 民 税	生活保護を受けている世帯(生活保護停止中の世帯を除く)は免除(申請が必要)
固 定 資 産 税	生活扶助を受けている世帯は免除(申請が必要)
国 民 年 金 保 険 料	生活扶助を受けている世帯は免除(申請が必要)
N H K 受 信 料	免 除(申請が必要)
外 国 人 教 育 扶 助	民族学校に通学している児童の教育扶助
高 校 進 学・修 学 支 援 金(入学支度金)	私立高校に進学する場合の入学支度金の支給(期限までの申請が必要)
大型ごみ処理手数料 リサイクル家電運搬手数料 死 獣 処 理 手 数 料	免除(ただしリサイクル料金は免除されません。)
① 健 康 診 査 ② 青 年 期 健 康 診 査	①40歳以上の健康保険未加入の方 ②職場などで健康診査を受ける機会の無い18～39歳の方(学生、妊婦の方を除く。) ①②のいずれかに該当する方は、受診料免除 ※受診の際に生活保護受給証明書を提出してください。

- ◆ 生活保護を受けると国民健康保険は使えなくなります。また、国民健康保険と一緒に使っていた医療証で、使えなくなるものもあります。
ただし、雇用されている方の保険(健康保険)など使えるものもありますので、詳しくは担当員にお尋ねください。

おな 同様です あなたとわたしの たい せつ 大切さ

